所得税の確定申告と税理士報酬・料金表・費用・相談料

(税抜)

			(ተንሀ ን/Χ /
個人事業年取引金額	所得税確定申告作成税理士報酬料金	個人事業年取引金額	所得税確定申告作成税理士報酬料金
1,000万円未満	30,000円	3億円未満	300,000円
2,000万円未満	50,000円	3.5億円未満	350,000円
3,000万円未満	60,000円	4億円未満	400,000円
4,000万円未満	70,000円	4.5億円未満	450,000円
5,000万円未満	80,000円	5億円未満	500,000円
6,000万円未満	90,000円	6億円未満	550,000円
7,000万円未満	100,000円	7億円未満	600,000円
8,000万円未満	110,000円	10億円未満	700,000円
9,000万円未満	120,000円	20億円未満	800,000円
1億円未満	130,000円	30億円未満	900,000円
1億5,000万円未満	150,000円	50億円未満	1,100,000円
2億円未満	200,000円	70億円未満	1,300,000円
2億5,000万円未満	250,000円	70億円以上	別途相談の上算定
-		·	_

- (注)1.医業(医師及び歯科医師)は年取引金額を3倍換算として税理士報酬料金を算定します
 - 2.第五種事業(サービス業)は年取引金額を2.5倍換算として税理士報酬料金を算定します
 - 3.第四種事業(飲食業等)は年取引金額を2倍換算として税理士報酬料金を算定します
 - 4.第三種事業(製造業等)は年取引金額を1.5倍換算として税理士報酬料金を算定します
 - 5.第二種事業(小売業等)は上記税理士報酬料金算定表通りとします
 - 6.第一種事業(卸売業等)は年取引金額を0.7倍換算として税理士報酬料金を算定します
 - 7.収用等の特別控除の適用のための手続事務(事前協議等)に関しては70,000円から承ります
 - 8.住宅取得控除を申告する方は上記税理士報酬料金に10,000円の加算が必要になります
 - 9.譲渡所得の申告がある方は、上記税理士報酬料金に30,000円の加算が必要になります
 - 10.事業所得の他に不動産所得等の収支計算の必要な所得のある方は上記の確定申告の税理士報酬料金に20,000円の加算が必要になります
 - 11.年金所得のみの確定申告または給与所得のみの確定申告で還付申告の方は、税理士報酬料金を一律20,000円と致します
 - 12.法人顧問契約されている方で代表者及び役員の簡易な所得税の確定申告は税理士報酬料金を白色確定申告10,000円、青色確定申告20,000円 と致します
 - 13.一時所得及び退職所得の確定申告は、税理士報酬料金を一律10.000円と致します
 - 14.決算書作成及び譲渡所得計算において複雑なものに関しては、それに応じて確定申告の税理士報酬料金を加算するものとします
 - 15.税理士報酬料金の上記の業種区分は消費税の業種区分に準じています